

(みどりの約束案)

磯辺63番地みどりの約束

(この約束の目的)

第1条 この協定は、私達の庭のみどりを豊かにしやがて、この地区がみどりに包まれ、心のふれあう住みよい暮らしのできるところとし、住まいの環境を快適なものすることを目的とします。

(約束の呼び名)

第2条 この約束の呼び名を、磯辺63番地みどりの約束(以下「約束」といいます。)とします。

(約束の区域)

第3条 約束の区域(以下「約束区域」といいます。)は別紙図面の区域とします。

(約束のとり結び)

第4条 この約束区域内の土地所有者[都市緑地保全法(以下「法律」といいます。)第14条にきめてある土地の所有者等をいいます。(以下「土地の所有者」といいます。)]がお互に全員の賛成により結びます。

(約束の効力)

第5条 この約束は、第1条の目的を達成するため、法律できめてある認可を受けることにします。

(約束の変更と廃止)

第6条 約束の内容を変更しようとするときは、土地所有者全員の賛成によることとします。

2. 約束を廃止しようとするときは、土地の所有者の過半数の賛成によることとします。

(植える木について)

第7条 第1条の目的を達成するため、植える木について次のとおりきめます。

1. 植える木の種類と場所

植える木は、私達の庭のみどりを豊かにするばかりでなく、付近の環境をよくするのに役立つことも必要なので、それにあつた木を、次から選び、それぞれ1本は庭などに植えることにします。

1. 花(または葉)を楽しむ木

ウメ、コブシ、カイドウ、サルスベリ、モクセイ、ツバキ、サザンカ、クチナシ、サクラ、ニシキギ、花ザクロ、花ミズキ、姫リンゴ等

2. 果実が楽しめる木

カキ、モモ、イチジク、ピワ、カリン、ウメ、アンズ、ミカン(柑橘類)
ボーポー、サクランボの木、リンゴ、ナシ、ナツメ、クリ、スマモ等

3. 鳥が寄ってくる木(小鳥の餌木)

クロガネモチ、ツグ、ヤツデ、アオキ、ピラカンサス、ウメモドキ、
シャリンバイ、マユミ、ナナカマド等

4. 家並みをやわらげる木

イヌマキ、ユズリハ、ゲッケイジュ、シイノキ、モチノキ、クロマツ、タイサンボク、
クスノキ、ケヤキ、ヒマラヤスギ、マテバシイ、ナラ、カイズカイブキ等

2. 植えた木を育てるために、消毒を年1回以上することとします。 (約束の期間)

第8条 約束の期間は10年とし、その期間が終る前に土地の所有者の過半数
が廃止についての申し出をしないときは、更に10年延長するものとします。
(運営係の設置)

第9条 この約束についての仕事や事務を推進していくため自治会役員の中に
担当をきめ年2回以上の詰合を行うものとします。

2. 役員の中から勘定の代表1名と運営係を必要に応じて選ぶものとします。 (約束に違反したとき)

第10条 とりきめたことがらを実施しない人には、約束の目的とする範囲内
で実施してもらうための要望をします。

2. 前項の要望があつたのち3ヶ月を過ぎても、要望あつたことを実施しない
ときは、自治会が別にきめた公平な措置にしたがってもらうものとします。